

美馬市デジタル地域通貨「MIMACA」利用者規約

美馬市デジタル地域通貨「MIMACA」利用者規約（以下「本規約」という。）は、美馬市（以下「発行者」という。）が、株式会社トラストバンクが提供する地域通貨プラットフォームサービス「chiica（チーカ）」（以下「chiica」という。）を利用して発行する美馬市デジタル地域通貨 MIMACA（以下「MIMACA」という。）の利用に関し、利用者の遵守事項並びに発行者及び利用者の権利義務関係を定めるものです。

MIMACA の利用にあたっては、本規約を承諾するものとします。また、本規約承諾にあたっては、別途株式会社トラストバンクが定める「chiica アプリ等ユーザー利用規約」にも同意するものとします。「chiica アプリ等ユーザー利用規約」については、chiica サイト若しくは、アプリケーション（以下「アプリ」という。）に掲載されています。

第1条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「MIMACA」とは、発行者が、chiica を通じて、利用者に対して発行する電磁的方法により記録されるポイント（以下「ミマポ」という。）であって、利用者がチャージ協力店にてミマポをチャージし、加盟店において MIMACA 使用取引の決済に使用することができるものをいいます。
- (2) 「ミマポ」とは MIMACA の単位で、その価値は 1 ミマポあたり 1 円とします。
- (3) 「アプリ型」とは、発行者が発行する MIMACA の発行形態のうち、本アプリ（利用者）上の QR コードと紐づく形で chiica 上に MIMACA が登録され、当該本アプリ（利用者）上の QR コードの提示を受けた加盟店等が QR コードを読み取ること、又は加盟店等が設置した QR コードを本アプリ（利用者）で読み取ることにより、登録されたミマポの利用が可能となる形態をいいます。
- (4) 「カード型」とは、発行者が発行する MIMACA の発行形態のうち、本カード上の QR コードと紐づく形で chiica 上に MIMACA が登録され、当該本カードの提示を受けた加盟店等が QR コードを読み取ることにより登録されたミマポの利用が可能となる形態をいいます。
- (5) 「対象商品等」とは、加盟店が一定額のミマポと引き換えに利用者へ提供するものとして発行者が指定した商品又はサービスをいいます。
- (6) 「MIMACA 使用取引」とは、利用者が、チャージ協力店において発行を受けたミマポと引き換えに、対象商品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける取引をいいます。
- (7) 「発行代金」とは、利用者が、ミマポの発行を受けるために、チャージ協力店に対して支払う代金をいいます。
- (8) 「加盟店」とは、発行者から指定を受け、利用者との間で自己が指定した対象商品等について MIMACA 使用取引を行う個人又は法人をいいます。
- (9) 「チャージ」とは、利用者が、アプリ型若しくはカード型の方法により、発行代金を発行者に支払うことで、ミマポの発行を受けることをいいます。なお、利用者は、株式会社トラストバンクに対し、発行者への発行代金の支払いを委託するものとします。
- (10) 「チャージ協力店」とは、利用者へミマポを発行することができる店舗として発行者が指定するものをいいます。
- (11) 「加盟店等」とは、加盟店及びチャージ協力店をいいます。

- (12)「本アプリ（加盟店等）」とは、MIMACA のチャージや決済、同決済情報の確認のために加盟店等に対して提供され、加盟店等が情報端末上において利用するアプリケーションソフトウェアをいいます。
- (13)「本アプリ（利用者）」とは、利用者がアプリ型の MIMACA の発行を受け、利用するために利用者の情報端末上において使用するアプリケーションソフトウェアをいいます。
- (14)「本アプリ（発行者）」とは、発行者が MIMACA の発行、管理等の目的で発行者の情報端末上において使用する、発行者に提供するアプリケーションソフトウェアをいいます。
- (15)「本カード」とは、MIMACA の発行、MIMACA 使用取引のために、発行者が利用者に対し発行する、QR コードが掲載されているカードをいいます。
- (16)「本システム」とは、MIMACA の発行・管理システム（本アプリ（発行者）及び本アプリ（加盟店等）、本アプリ（利用者）を含みます。）をいいます。
- (17)「chiica サイト」とは、株式会社トラストバンクが運営管理する chiica という名称の MIMACA に関する Web サイトをいいます。（[https:// chiica. jp/terms/user/](https://chiica.jp/terms/user/)）
- (18)「利用者」とは、発行者に発行代金を支払い、発行者からミマポの発行を受け、当該ミマポを利用し、又は利用しようとする者をいいます。

第2条（MIMACA の運用）

発行者は、令和4年9月1日以降に美馬市住民基本台帳に記録された者に対し、適宜、本カードを交付します。

- 2 MIMACA へのチャージは、発行代金1,000円以上（1,000円単位）からできるものとします。
- 3 MIMACA 使用取引は1ミマポから利用できます。
- 4 ミマポのチャージ上限及びミマポ保有上限は、原則無制限としますが、発行者が第7条に規定する事業を実施する際に随時定めるものとします。
- 5 利用者は、カード型もしくはアプリ型のどちらかを選択し利用することとします。
- 6 カード型からアプリ型へ移行する際は、利用者自身が、本アプリ（利用者）を自身の情報端末にダウンロードした後に、利用者の個人情報登録することとします。
- 7 利用者が前項の登録完了後、第7条により発行者が付与するミマポを本アプリ（利用者）に付与することを希望する場合、発行者へ「美馬市デジタル地域通貨 MIMACA アプリ移行申請書（様式第3号）」の提出またはオンラインで申請することができる。発行者が申請書に記載されているカード会員コードに紐づく個人情報と本アプリ（利用者）に登録されている個人情報が一致することが確認できた場合、利用者のカードを利用停止し、その後発行者が付与するミマポについては、本アプリ（利用者）に付与される。
- 8 前項の手続きを行うことなく、第6項の登録を行い、本アプリ（利用者）を利用される場合、発行者が付与するミマポについては本カードの会員コードに付与されるため、利用者は継続してカードを保管するものとします。なお、アプリ型へ移行後、発行者への通知なく、カード型及びアプリ型を併用した場合、ミマポの付与に不具合が生じる場合があります。また、併用において第7条により付与されるミマポの規定を超過した場合は、発行者により予告なく付与したミマポを抹消する場合があります。
- 9 本カードの再交付が必要な場合は、発行者へ「美馬市デジタル地域通貨 MIMACA カード再交付申請書（様式第1号）」を提出し、本カードの再交付を受けることとします。

- 10 本カードの名義人が未成年者等、本人のMIMACA利用が困難であることを理由に、同一世帯の者が発行者へ「ミマポ譲渡申請書（様式第2号）」を提出した場合は発行者の審査後、本カード名義人の会員コードを、同一世帯人の本カード会員コードもしくはアプリIDへ紐付けできるものとします。
- 11 利用者のチャージにより発行されたミマポの有効期限は定めないものとします。但し、次の各号に該当する場合は、それぞれに規定する日をもってMIMACAの利用者登録を抹消し、残存するミマポについても失効することとします。
 - (1) MIMACA名義人が死亡した日から1年を経過した最初の3月末日までに、法定相続人へミマポを譲渡するための「ミマポ譲渡申請書（様式第2号）」の提出が無いことが確認された場合。
 - (2) MIMACA名義人が市外へ転出した日を基準に、5年間MIMACAが利用されていないことを確認した日の属する最初の3月末日。

第3条（MIMACAでの取引）

利用者はMIMACAの内容及び条件に従い、MIMACAでの取引を行うことができるものとします。

- 2 利用者は、加盟店において、以下のいずれかの方法により、MIMACA使用取引における決済を実施するものとします。
 - (1) 利用者が、本アプリ（利用者）上又は本カード上に表示されるQRコードを加盟店に提示し、加盟店が、本アプリ（加盟店等）を使用して当該QRコードを読み取り、当該決済において利用者が使用を希望するミマポを減じる操作を行うこと。
 - (2) 利用者が、本アプリ（利用者）を使用して加盟店等に置かれたQRコードを読み取り、当該決済において利用者が使用を希望するミマポを減じる操作を行い、加盟店において、本アプリ（利用者）上において、同操作が行われたことを確認すること。
- 3 利用者は、チャージ協力店において、以下のいずれかの方法によりMIMACAの発行を受けるものとします。
 - (1) チャージ協力店に支払った取引金額に応じて、チャージ協力店が、アプリ（加盟店等）を使用して、利用者から提示を受けた本アプリ（利用者）上又は本カード上のQRコードを読み取り、ミマポを増やす操作を行うこと。
 - (2) 利用者が、本アプリ（利用者）を使用して、加盟店等に置かれたQRコードを読み取り、チャージ協力店に支払った発行代金に応じて、ミマポを増やす操作を行い、チャージ協力店が、本アプリ（利用者）上において、同操作が行われたことを確認すること。
- 4 利用者は、対象商品等以外の商品又はサービス（別表1）についての、MIMACA使用取引はできないものとします。
- 5 本カード又は本アプリ（利用者）の名義人でない者の、MIMACA使用取引はできないものとします。ただし、同一世帯の者、後見人等、又は医療機関や施設入所者の保証人の申込みは除きます。
- 6 利用者は、事前にQRコードをキャプチャした画像、その他、本アプリ（利用者）、本カード及びこれらに表示されるQRコードの複製物を提示する形でのMIMACAの利用はできません。
- 7 利用者は、MIMACA利用後、本アプリ（利用者）、本カード上に表示されたQRコードを情報端末により読み取る方法、その他の方法により、利用残高が正しく表示されていることを確認するものとします。
- 8 利用者は、発行されたMIMACAの残高を、本カード上に表示されたQRコードを本アプリ（加

盟店等)若しくは本アプリ(発行者)により読み取る方法、又はchiicaサイト上の残高確認専用ページにアクセスし本カードに記載されている会員コードを入力する方法により確認することができます。

- 9 MIMACAの利用に必要となる、利用者のスマートフォン等の通信料・接続料等は利用者が負担するものとします。

第4条 (MIMACA 使用取引の取消し等)

利用者は、法令に基づき売買契約の取り消し、解除等が認められる場合を除き、加盟店等との間で行ったMIMACA使用取引を取消し、又は解除することができないものとします。利用者が加盟店等から返金を受ける必要がある場合、加盟店等の責任において対応を行うものとします。

第5条 (払戻し)

利用者は、ミマポの発行を受けた後は、払戻しを受けることはできません。

第6条 (利用者の義務)

利用者は、MIMACA並びに、本アプリ(利用者)、本カード、及びこれらにより表示されるQRコードを善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならないものとします。

- 2 利用者は、以下に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) MIMACA並びに、本アプリ(利用者)、本カード、及びこれらにより表示されるQRコードを複製し、改変し、公衆送信すること
- (2) MIMACA並びに、本アプリ(利用者)、本カード、及びこれらにより表示されるQRコードを偽造し、変造し、又は改ざんするなど、不正な方法により使用すること
- (3) 違法又は公序良俗に反する目的でミマポの発行を受け、又はMIMACA使用取引を行うこと。
- (4) 発行者及び加盟店等に対し、虚偽又は事実と反する事項を届け出ること
- (5) その他本規約に反すること

- 3 前項に規定するほか、MIMACAを不正に利用する行為(発行者及び加盟店等が不適切と判断する行為)を利用者が行った場合又はその恐れがあると発行者が認めた場合、発行者及び加盟店等は、利用者によるMIMACAの利用を認めない場合があります。また、利用者が前二項に違反し、本カードを紛失し、その他の理由によりミマポを第三者に利用されるなどして失った場合においても、発行者は一切の責任を負わないものとします。

- 4 利用者が本規約に違反したことにより、発行者又は加盟店等に損害が生じたときは、当該損害額について、利用者が一切の責任を負うものとします。

- 5 発行者は、本条に基づき実施した措置に基づき利用者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。

第7条 (ミマポの付与、有効期限)

発行者は、市の事業として、予算の範囲内で随時ミマポの付与を行なうことがあります。

- 2 市が付与するミマポの内容や付与期間、有効期限については、事業実施時に適宜定められます。

第8条 (個人情報等の取扱い)

発行者は、MIMACAの発行又は利用にあたり収集された個人情報の利用・管理・共同利用等につい

て、以下のとおり適切に取り扱うものとします。

- (1) 個人情報とは、MIMACA の発行又は利用に際し発行者が提供を受けた、氏名、電話番号、Eメールアドレス、郵便番号等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。）をいいます。
- (2) MIMACA の発行及び利用に関し発行者にご提供いただいた個人情報は、以下の目的にのみ利用します。
 - ・ MIMACA の運営及びサービス提供
 - ・ サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析
 - ・ 電子メール等の通知手段による情報発信
 - ・ 利用者からのお問い合わせ等に対する適切な対応
 - ・ 個人を特定できない形の統計情報として使用
 - ・ その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的
- (3) 発行者は、利用者から取得した個人情報を、下記②に定める目的で、下記③に掲げる者と共同して利用します。
 - ①共同して利用される個人情報の項目
発行者が MIMACA のサービスに関連して取得した利用者の個人情報
 - ②利用目的
 - ・ 利用者からの MIMACA の発行・管理のためのシステムに関するお問い合わせ、ご相談、クレームへの対応、及び同システムの適切な運営管理・利用者による MIMACA の発行・管理のためのシステムの利用の分析、新規サービスの開発、既存サービスの改善等
 - ③共同して利用する者の範囲
 - ・ 株式会社トラストバンク
 - ・ MIMACA の運営にあたり発行者が利用を認める団体等

第9条（反社会的勢力の排除）

利用者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」）であること
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 発行者は、利用者が前各項の確約に反し、又は反していると疑われる場合、催告その他何らの手続を要することなく、利用者の保有するミマポの残高について、利用資格を取り消すことができます。なお、発行者は、かかる疑いの内容及び根拠に関して説明する義務を負わず、また、利用資格の取消しに起因して利用者に損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。

4 前項の場合、当該利用者の保有するミマポ残高は失効するものとし、払戻しはいたしません。

第10条（利用中止）

発行者は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、利用者に対し事前に通知することなく、MIMACAの発行及びMIMACA使用取引の全部又は一部を停止又は中止することがあります。この場合、利用者は、MIMACAの全部又は一部を利用することができません。

- (1) 発行者及び加盟店等の責によらない通信機器、回線若しくはコンピューター等の障害、又は災害・事変等やむを得ない事由により、chiicaを利用することができない場合
- (2) システムの保守・点検等により、chiicaを停止する必要がある場合
- (3) 利用者が本規約に違反し、又は違反したおそれがある場合
- (4) 利用者がMIMACAを違法若しくは不正に入手、利用した場合、又はそのおそれがある場合
- (5) MIMACAの利用状況に照らし、利用者として不適格であると認められる場合

2 発行者及び加盟店等は、本条に基づき実施した措置に基づき利用者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。

第11条（本規約の変更）

発行者は、その裁量により、いつでも本規約を変更することができるものとします。発行者は、本規約を変更した場合には、所定のウェブサイト等への掲載その他発行者が適切であると判断する方法により、利用者に当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、利用者がMIMACAを利用した場合には、利用者は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第12条（権利義務の譲渡等）

利用者は、発行者の書面による事前の承諾なく、本規約上の地位又は権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

第13条（MIMACAの発行及び管理に関する業務の終了）

発行者は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上又は営業上の判断等の理由により、MIMACAの発行及び管理に関する業務の全部又は一部を終了することがあります。この場合、所定のウェブサイト等において掲載することにより利用者に周知する措置を講じます。

第14条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第15条（連絡、通知）

本規約の変更に関する通知その他発行者から利用者に対する連絡又は通知は、本アプリ（利用者）又はchiicaサイト上の適宜の場所への掲示、その他発行者の定める方法で行うものとします。

第16条（準拠法及び管轄裁判所）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、被告の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（令和4年8月1日制定）

（令和5年4月1日改正）

（令和5年9月1日改正）

別表1

区分	事例
出資や債務の支払い	税金、振込手数料、電気、水道料金等
換金性の高いもの	有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の購入
たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）	第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
事業活動の仕入れ	事業活動に伴って私用する原材料、機器類及び仕入れ商品の購入
不動産に係る支払い	土地、家屋購入、家賃、地代、駐車場（一時預かりを除く）等
風俗営業等の規則及び義務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗型性風俗特殊営業 ・店舗型電話異性紹介営業 ・無店舗型性風俗特殊営業 ・無店舗型電話異性紹介営業 ・映像送信型性風俗特殊営業 ・パチンコ・マージャン等
保険支払い	医療保険や介護保険等の一部負担金
公序良俗に反するもの	特定の宗教団体や政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
社会通念上不相当とされるもの	